

IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー—分類及び測定」

ASBJ 専門研究員 やまざき ひろかず
山崎 浩一

1. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2021 年 9 月に、情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー—分類及び測定」(以下「情報要請」という。)を公表した(コメント期限:2022 年 1 月 28 日)。

本稿では、IASB が実施する適用後レビュー (Post-implementation Review、以下「PIR」という。)及び IASB が公表した情報要請の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. IASB が実施する PIR の概要

PIR は IASB のデュー・プロセスの一環であり、IASB は新基準又は大規模な修正のそれぞれについて、少なくともそれらが 2 年間適用された後にそれらのレビューを開始することとされている。PIR は、IASB が財務諸表利用者、監査人及び規制当局に対する新しい要求事項の影響を評価するための機会である。

IASB のデュー・プロセス・ハンドブックでは、PIR は 2 つのフェーズで構成されている。

フェーズ 1 は、検討すべき事項の当初の識別及び評価を伴うものであり、それは情報要請の形での審議会の公開競技の対処となる。フェーズ 2 では、情報要請から受け取ったコメントを、他の協議活動を通じて収集した情報とともに検討する。IASB は審議を完了した時点で発見事項を提示し、レビューの結果として行う予定の手順があればそれを公表することとされている。

PIR の目的は、特に次の点を評価することとされている。

- 基準設定プロジェクトの目的が満たされているか
- 当該基準書が提供している情報が財務諸表利用者に有用であるか
- 当該基準書を適用する際に企業が提供する情報の作成、監査、執行又は利用のためのコストが予想どおりであるか
- 当該基準書が一貫して適用できるか

3. IASB が公表した情報要請の質問項目

今回の情報要請は、IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の分類及び測定に関する要求事項(関連する開示要求を含む。)についてのフィードバックを求めており、

次の質問事項が示されている。回答者は質問のすべて又は一部に回答することにより情報を提供することができるかとされている。

番号	質問内容
質問 1	分類及び測定
質問 2	金融資産の管理に関する事業モデル
質問 3	契約上のキャッシュ・フローの特性
質問 4	資本性金融商品とその他の包括利益
質問 5	金融負債と自己の信用
質問 6	契約上のキャッシュ・フローの条件変更
質問 7	償却原価と実効金利法
質問 8	経過措置
質問 9	その他の事項

なお、IFRS 第 9 号の減損及びヘッジ会計に係る要求事項については、適用の影響に関してより多くの情報が利用可能となった時点で、別個にフィードバックを求めるとされている。

以下では、情報要請の質問 1 から質問 9 について概要等を紹介する。

4. IASB が公表した情報要請の概要

(1) 分類及び測定 (質問 1)

(質問の背景)

IFRS 第 9 号は、金融資産の分類及び測定に対する IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS 第 39 号」という。)のアプローチが、金融資産についての多くの分類区分やルールがあり複雑であったという長年にわたる広範囲の利害関係者の見解に対応して開発された。IFRS 第 9 号は、すべての金融資産に適用される原則主義のアプローチを提供し、測定を当該資産の契約上のキャッシュ・フローの特性及び企業が当該資産を管理する方法 (事業モデル)

と一致させている。IASB は、これらの両方の要因と整合した測定は、財務諸表利用者に、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を提供することになると考えている。

(質問内容の概要)

IASB は、分類及び測定について、次のような質問をしている。

- 企業が金融資産の測定を、当該資産のキャッシュ・フロー特性及び企業が当該資産を管理すると見込んでいる方法に合わせることを可能にしているか
- 企業が財務諸表利用者に将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を提供する結果となっているか
- 分類及び測定の変更にどのような影響があったか (金融商品に関する情報の作成、監査、執行又は利用にあたっての継続的なコスト及び便益を含む)

(2) 金融資産の管理に関する事業モデル(質問 2) (質問の背景)

IFRS 第 9 号において、事業モデルは、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理しているのか (契約上のキャッシュ・フローの回収、金融資産の売却又はその両方によって) を指す。したがって、IASB は、事業モデルに基づいた分類及び測定が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するにあたって有用な情報を提供すると考えている。事業モデルは、通常、事業目的を達成するための企業の活動を通じて観察可能であり、企業は事業モデルを決定するために、すべての利用可能な関連性のある証拠を考慮することとされている。

なお、金融資産の分類及び測定の変更は、比較可能性の観点から、金融資産の管理に関する企業の事業モデルが変化する場合にのみ認めら

れている。IASBは、事業モデルの変更は重大な事象であることから稀であると見込んでおり、分類変更がどの状況で生じたのか、どのくらいの頻度で生じたのかを理解したいと考えている。

(質問内容の概要)

IASBは、事業モデルについて、次のような質問をしている。

- 事業モデルの評価に基づいた分類及び測定は、有用な情報を財務諸表利用者に提供するという意図を達成しているか
- 事業モデルの評価は一貫して適用されているか、異なる事業モデルの区別は明確であるか、企業が事業モデルを決定するにあたって考慮する証拠についての適用指針は十分であるか
- 事業モデルの評価のコストと便益に関して予想外の影響はあるか

これらの質問には、分類変更に関する情報(どの状況で生じたのか、どのくらいの頻度で生じたのか、重大な事象が発生しているが事業モデルの変更のため条件が満たされていない状況はあるか)を含めた回答を求めている。

(3) 契約上のキャッシュ・フローの特性(質問3) (質問の背景)

IASBは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみ(SPPI)であるキャッシュ・フローを伴う金融資産のみが、当該資産が保有されている事業モデルに応じて、償却原価又はその他の包括利益(OCI)を通じた公正価値を使用した測定に適格であるとしている。契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかについては、契約上リンクしている金融商品のようにより綿密な分析が要求される場合がある。

また、IFRS第9号は、組込デリバティブを金融資産から分離することを要求も許容もして

おらず、企業は、金融資産全体の契約上のキャッシュ・フローを評価する。

なお、IASBは、最近の市場の発展により、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品が出現しており、IFRS第9号が十分なガイダンスを提供しているかどうか検証する必要があると考えている。

(質問内容の概要)

IASBは、キャッシュ・フロー特性について、次のような質問をしている。

- キャッシュ・フロー特性を考慮した分類及び測定は、有用な情報を財務諸表利用者に提供するという意図を達成しているか
- キャッシュ・フロー特性は、IFRS第9号の範囲に含まれるすべての金融資産に対して一貫して適用されているか
- キャッシュ・フロー特性の評価のコストと便益に関して予想外の影響はあるか

これらの質問には、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品及び契約上リンクしている金融商品に関する情報を含めた回答を求めている。

(4) 資本性金融商品とその他の包括利益(質問4) (質問の背景)

資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、企業が資本性金融商品を保有している理由が主として価値の増加又は現金分配以外(すなわち、投資リターンを生み出すこと以外)である場合や、企業が特定の国において製品を販売することを認められるために投資を保有する必要がある場合には、持分投資から生じる公正価値利得及び損失を純損益に表示することが企業の業績を示さない可能性があることから、IFRS第9号は、企業が当初認識時に、売買目的保有ではない資本性金融商品に対する投資の価値の変動をOCIに表示するという取消不能の選択を行うことを認めてい

る。それらの利得及び損失は当該投資の処分時に純損益にリサイクリング（過去の期間において OCI に含めた収益及び費用を純損益計算書に振り替えること）されない。

(質問内容の概要)

IASB は、資本性金融商品と OCI について、次のような質問をしている。

- 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢は、有用な情報を財務諸表利用者に提供するという意図を達成しているか
- 公正価値変動を OCI に表示するを選択している資本性金融商品の種類
- 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢は予想外の影響はあるか

これらの質問には、利得及び損失のリサイクリングに関する情報を含めた回答を求めている。

(5) 金融負債と自己の信用 (質問 5)

(質問の背景)

IASB は、企業自身の信用度が下落すると負債の価値が低下し、企業が利得を認識するという IAS 第 39 号の要求事項は、多くの財務諸表利用者や他の人々の直感に反しており混乱を招くと考えた。そのため、IFRS 第 9 号は、企業自身の信用リスクの公正価値の変動を純損益ではなく OCI に認識することを要求している。しかし、IFRS 第 9 号は、特定の要件が満たされる場合に、企業が金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するように指定することも認めている。

(質問内容の概要)

IASB は、次のような質問をしている。

- 自己の信用の影響の OCI への表示についての要求事項は、意図したように機能しているか

- 金融負債に関して、この PIR の一部として考慮すべきである他の事項はあるか

(6) 契約上のキャッシュ・フローの条件変更 (質問 6)

(質問の背景)

IFRS 第 9 号では、契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更となる場合、企業が金融商品の認識の中止を行うか又は帳簿価額を再計算することとなる可能性があるが、IFRS 第 9 号は、金融資産又は金融負債の条件変更を定義しておらず、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更又は再交渉及び金融負債の「条件の変更」に言及しているのみである。IASB は、IFRS 第 9 号において条件変更の記述が省略されていること、また、金融資産及び金融負債の条件変更が異なる文言により記述されているため、実務の不統一を生じさせる可能性があると考えている。

(質問内容の概要)

IASB は、契約上のキャッシュ・フローの条件変更について、次のような質問をしている。

- 要求事項は意図したように機能しているか
- 要求事項は一貫して適用することができるか

(7) 償却原価と実効金利法 (質問 7)

(質問の背景)

実効金利とは、金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての見積将来キャッシュ・フローを、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率である。実効金利を計算する際には、金融商品の期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプションなどのすべての契約条件を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行う。また、条件変更や市場金利の変動、その他の見積りの変更から生じるキャッシュ・フローの変動を反映する必要がある。

しかし、IASBは、条件付の金利及び将来キャッシュ・フローの見積り（例えば、ESG要素を含んだ金融資産に関する見積キャッシュ・フローの変更（条件変更を含む。）を考慮する方法）に関して異なる見解や、様々な疑問が出てきていることを認識している。

（質問内容の概要）

IASBは、実効金利法について、次のような質問をしている。

- 実効金利法を適用して測定される金融商品について将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報が財務諸表利用者にもたらされているか
- 実効金利法は一貫して適用することができるか

これらの質問には、条件付の金利及び将来キャッシュ・フローの見積りに関する情報を含めた回答を求めている。

（8）経過措置（質問8）

（質問の背景）

IFRS第9号への移行時に、企業は当該基準書を遡及適用することを要求された。しかし、遡及適用から生じる可能性のある困難に対処するために、修正再表示した比較情報を表示するという要求を免除する代わりに、IFRS第9号への移行が金融商品の分類に与えた影響を開示する救済措置が設けられていた。

（質問内容の概要）

IASBは、経過措置の適用について、次のよ

うな質問をしている。

- 意図したように機能しているか
- 予想外の影響又は課題はあったか

（9）その他の事項（質問9）

（質問の背景）

これまでの質問以外に、PIRに関連性のある他の事項についてのフィードバックを共有する機会を利害関係者に提供することを目的とする。

（質問内容の概要）

IASBは、次のような質問をしている。

- これまでの質問以外に検討すべきと考える追加の情報はあるか
- 将来の基準設定プロジェクトに有用なインプットを提供する可能性のある意見があるか

5. おわりに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、本情報要請における質問項目に対してIASBに有用な情報提供が行えるよう、関係者へのアウトリーチなど十分な取組みを行っていくことを予定している。

また、特にその他の包括利益のリサイクリングの必要性などASBJが過去から様々な意見発信を行ってきた項目¹については、引き続き本情報要請に対するコメントでも言及する予定である。

1 例えば、財務業績を報告する上で当期純利益が果たすべき役割に関する「OCIは不要か？」というショート・ペーパーを英語及び日本語で公表している（<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion/2014-0523.html> 参照）。